

平成28年6月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成28年6月30日(木)、7月1日(金)
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…3件

：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…3件

：否 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択…1件

：不 採 択…1件

[※請願はこちら【PDF】](#)

(6月30日(木) 企画調整部)

神山悦子委員

企画2ページに福島県東日本大震災復興交付金基金積立が計上されているが、この基金を使ってどのような事業を実施するのか。また、企画3ページの福島県帰還環境整備交付金基金積立の概要も説明願う。

地域政策課長

企画2ページの福島県東日本大震災復興交付金基金積立の内容は、相馬市の農山漁村地域復興基金総合整備事業の圃場整備事業と広野町で行われる都市公園事業の防災緑地整備の用地費である。

避難地域復興課長

福島県帰還環境整備交付金基金積立は、31事業分の経費を積み立てるため計上している。主な内容は、農地の圃場整備やため池の放射性物質対策工事等が27事業、土木部の道路改良事業や復興記念公園の環境調査事業、教育庁の埋蔵文化財の発掘調査が2事業、農地基盤整備の現場試掘事業である。

神山悦子委員

福島県東日本大震災復興交付金基金は、農林水産部と土木部に関係すると思うが、企画調整部から両部に振り分けるのか。また、福島県帰還環境整備交付金基金は31事業あるとのことだが、これも同様か。

地域政策課長

交付金予算を企画調整部で一括計上し、各部で管理する流れになっている。

避難地域復興課長

31事業についても同じ仕組みである。今年度の当初予算で計上しているが、今回国において事業が採択され、基金の運用が決定されたので、基金に積み立て各部で31事業の財源に活用していく。

神山悦子委員

企画調整部に事務局を置いて、各部の事業をチェックしながら両基金を管理しているのか。

地域政策課長

福島県東日本大震災復興交付金基金の管理は各部で行っている。

避難地域復興課長

福島県帰還環境整備交付金基金の繰り入れ、繰り出しは各部で行い、事業に充当している。

神山悦子委員

マイナンバー関連の条例について、マイナンバーを使う事務を追加し、行政機関とのやりとりは相手の状況が整ってからのことだが、施行期日との関係で市町村の進みぐあいを尋ねる。

部参事兼情報政策課長

附則で施行期日は分かれるが、マイナンバー法において異なる機関で情報連携が開始されるのは平成29年7月を予定している。現在、各地方公共団体で情報連携システムの構築に向けたテスト等を行っているが、法律により条例で定められた事務も29年7月から連携が開始される。

神山悦子委員

来年7月からマイナンバーが使えることになるが、セキュリティーを構築したと言いながら、さまざまな個人情報がインターネットで流出され、行政機関へのハッキングも相当多いと報道されている。これから条例をつくるが、市町村とのさまざまなやりとりの中で、セキュリティー関係の課題等をどのように把握しているか。

部参事兼情報政策課長

セキュリティーについては、昨年度の日本年金機構の問題以来、さまざまな問題が指摘されている。マイナンバーの本格施行に向けて、今年度、国はネットワークを強化化するための補助金を設け、市町村を含め各地方公共団体のマイナンバーを使用するシステムとインターネットを完全に分ける取り組みを実施している。地方公共団体間で情報連携が開始される平成29年7月までにシステムを完璧にするため、今年度作業を進めている。

古市三久委員

企画3ページの携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業の実施場所はどこか。

部参事兼情報政策課長

携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業については、平成28年度の当初予算で3カ所計上していたが、国で追加要望の取りまとめがあり、鮫川村官代地区の要望が認められたため補正予算で計上した。

神山悦子委員

企画11ページのJヴィレッジの全天候型サッカー練習場の工事請負契約について、契約金額は約21億7,000万円が県が整備するとのことだが、財源はどうなっているのか。また、建設費用は全体でどの程度見込んでいるのか。

エネルギー課長

工事金額については、金額も含めた企画提案方式による公募の結果、県では約27億円を提示したが、約5億円が削減され、21億7,000万円を提案した事業者を受注候補者として選定した。財源については、21億7,000万円のうち15億円は日本スポーツ振興センターのスポーツくじtotoを財源とする助成金を充てることとしている。残りの約7億円については、Jヴィレッジや福島の復興に思いを寄せる全国の方々や企業から寄附金を募り、不足分は県の復興基金を充てることとしている。

神山悦子委員

15億円はtotoからの助成金で残りの約7億円は寄附金等を充てて、足りなければ県が出すとのことだが、この金額は建設費用全体なのか。

エネルギー課長

21億7,000万円については、実施設計や全天候型サッカー練習場の整備工事費を含めた全額である。そのうち15億円に助成金を充てたい。

高野光二委員

農林業に係る営業損害賠償について、被害者の生活や事業の再建につながる賠償が的確になされるように取り組むとの説明があったが、避難指示の解除が進んでいる中で、現実には解除されても再び営農できる状況ではない。秋ごろまでに結論が出るようであるが、避難指示解除準備区域においては、管理耕作地も含めて、これまで5万7,000円であったものが3万5,000円に切られ、その地域で再び以前のように営農できるかといえば、まだその状況にはない。JAにも同じことを要求しており、もう少し強い姿勢で取り組んでいく必要があると思うが、どうか。

原子力損害対策課長

避難指示区域の農林業に係る営業損害の賠償については、今日13日に原子力損害対策協議会として、国、東京電力等に対して、要望・要求活動を行った。東京電力の社長からは、秋ごろまでに考え方を示せるよう検討したいとの回答があったが、内容を検討するためには十分な時間が必要であるため、できるだけ早く示すよう念を押した。引き続き被害者の生活や事業再建につながる賠償が的確になされるよう取り組んでいく。

高野光二委員

商工業の営業損害については、東京電力では損害が続く限り賠償すると言っているが、現実には、支払いを請求しても、領収書や証明書の提出等と言われ、請求額の半分に削られたり正当な賠償が支払われなかったりするなど、さまざまな課題を残す結果となっている。農林業の営業損害については、それを心配しているが、今後しっかりと検討して、農家やさまざまな団体の意向が十分に組み入れられる結果にしなければならない。その意味で、東京電力に早く賠償額を示させて検討、議論する時間が必要だと思う。当初は6月ごろと理解していたが、秋ごろになったので、東京電力の手法にはめられている可能性がある。早目に示すように強い姿勢で求めてほしい。これは要望とする。

次に、避難地域の住宅の確保について、南相馬市の特定避難勧奨地点から仮設住宅に入居した方は、来年3月までに仮設住宅を退去せざるを得ない。現在の法律では、特定避難勧奨地点のため、優先順序が後なので双葉郡の募集が終わらなければ、復興公営住宅等に入りたくても募集に参加できない。双葉郡の募集は平成30年ごろに終わるので、仮設住宅を出てから復興公営住宅に入るまでは空白期間がある。その間に、現在の南相馬市で空き家を探せるのかと言えば、かなりの額を負担するので年金生活に近い世帯では、ほぼ不可能である。避難者に寄り添うといった言葉はよいが、県では災害救助法の仮設住宅や復興公営住宅の決まりから外れたものを市町村と連携してどのように対応するのか。個別事情を聞く体制の中で、避難者の要望に丁寧に応えていないと感じるが、どうか。

生活拠点課長

現在の災害救助法では救えないところはあるが、セーフティーネットも含め関係機関と連携するとともに、戸別訪問により個々の状況に応じて最善となる対応をしていきたい。

高野光二委員

例えば市営住宅といった手だてもあるが、残念ながら市営住宅もあいていない。その方は、県がアンケートで来たときに延長しないとと言われて非常に困っていたが、仮設住宅に入居している方から話を聞く限り、避難者に寄り添っていないと感じるので、その方の新しい住まいも含めて、市町村と連携して寄り添った対応をしてほしい。また、災害救助法に縛られ過ぎている。災害救助法ではこれほど長い避難を想定していないので、場合によっては、同法の特例を市町村と協議し国と交渉する必要があると思うが、どうか。

生活拠点課長

間もなく1回目の訪問が終了するが、個別事情を検討し必要に応じて2回目の訪問を実施していく。災害救助法の特例については今後とも検討していく。

神山悦子委員

農林業の営業損害賠償については、秋ごろまでに東京電力から考え方が示されるとのことであるが、それ以前の営業損害の賠償例を見ると推して知るべしといった状況である。避難指示区域で工務店をしていた方は、東京電力の財物賠償で約2,200万円の機械や道具が500数十万円程度と査定され、意見等があればADRに相談すると言われて納得できないと話していた。全額払うならまだしも、加害者である東京電力が勝手に低い金額で算定して、支払う段階でさらに値切っている。営業損害賠償については、本会議で何回も質問したように、年間逸失利益の2倍相当額は支払われなかったり、2分の1や3分の1に値切られてもめ続けている。今度の農林業の損害賠償では、そこをしっかりと踏まえて対応しない限り、東京電力の言いなりになってしまう。県は要望するだけでなく、農家の営農再開への心配や避難者及び避難指示区域以外の方たちの実情をしっかりと聞かせる等して、具体的な方法で農林業の損害賠償の指針を早く示せと言わない限り、同じことが繰り返されてしまうと思うが、どうか。

原子力損害対策課長

避難指示区域内の農林業の営業損害賠償については、委員から指摘があったように、多くの生産者が長期間の不耕作による農地の荒廃や将来の農業経営に対する懸念を強めているため、今回の東京電力への要求活動では、JAふくしま未来やJA福島さくら等も加わり、現場の実態を主張してきた。東京電力の社長からは秋ごろまでに考え方を示すとの話はあったが、しっかりと検討するためには秋ごろでは遅いので、なるべく早く示すよう主張してきた。今後とも関係機関と連携してしっかりと対応していきたい。

神山悦子委員

県では秋ごろではなく前倒しするよう主張してきたとのことだが、それに対して東京電力はどのような回答をしたのか。

原子力損害対策課長

具体的な回答はなかったが、なるべく早く示したいとの回答はあった。

神山悦子委員

要望しても時々確かめないとそのままになってしまう。以前、政府交渉の際に、営業損害の基準としているデータを出すように言った。そのときはもらえなかったが、国の担当者は持っていると思う。全てではないが、商売をしている方からデータももらった。宮本しづえ議員が本会議で質問したように、その地域の中小零細業者の売り上げではなく、国内や県内の自動車の売れ行き等の実態に合わない大ざっぱなデータばかりであった。自動車だけでなく何らかの基礎となっているデータがあると思うので、県は、そのデータを東京電力に出すように言わないと農林業の損害賠償も同じ状況になると思うが、どうか。

原子力損害対策課長

相当因果関係を判断する際のデータについては開示を求めており、今回の要望活動でも風評被害の相当因果関係の類型化や判断根拠について、しっかりと公表し周知するとともに、戸別訪問等によって被害者にわかりやすく丁寧に説明するよう求めた。引き続き、東京電力に対して求めていきたい。

神山悦子委員

柔軟かつ丁寧な対応を求めたといっても、県内全域でさまざまな被害を受けているので、県から強く言わないと県民は納得できない。県が避難者や賠償を求めている人の立場に立って対応しているが、東京電力がそれに応じていない姿を見せないと、すんなりと進んでいるようにしか見えないため、県民から不満が出るのではないかと思うが、どうか。

原子力損害対策担当理事

商工業の営業損害に関する原発事故との相当因果関係の判断根拠については、先ほど担当課長が答弁したとおり、6月13日の東京電力への要求活動でも相当因果関係の判断根拠を示すよう交渉し、事業者にも周知するよう申し入れた。それに対して明快な回答は得られなかったが、必要なことだと思っているので、引き続き求めていく。また、農林業の営業損害については、農林業は土地と密接に結びついている生業で事業拠点を簡単に移転できず、商工業とは違った難しい側面があることや、避難の長期化に伴い農地が荒廃し、農家が今後の農業再開に不安を持っていることは十分認識している。その点についても、今回の要望活動の中で、JA単協の賠償にかかわっている方に参加してもらい、各地域の農業の実情を申し入れてきた。県としては引き続き、被害者の立場に立った賠償がなされるようしっかりと取り組んでいく

。

神山悦子委員

県が取り組んでる姿が具体的に見えるように知らせてほしい。県民から県は何となくやっていると見られてはいけない。県の取り組みを具体的に知らせながら、今後も一緒に取り組んでいく姿勢を堅持してほしい。

次に、避難者の住まいに関する問題で、最初に打ち切られるのは緊急時避難準備区域であった地域で、現在戸別訪問をしていることや中間取りまとめがほぼまとまった等との説明があったが、具体的にどのような声が届いているのか。

避難者支援課長

避難者の意向調査は、平成29年3月に応急仮設住宅が終了する世帯の住まいに関する調査と仮設住宅の供与にかかわらず全国に避難している方への調査の2種類がある。

6月20日に中間取りまとめを報告したのは前者の住まいに関する意向調査で、今年の1～2月にかけて29年4月以降の住宅を特出して調査したが、その時点では7割ぐらいが決まっていないとの回答であった。全体の約6割から回答があって未回答は4割だったので、現在、住宅が決まっていない世帯と未回答の世帯に戸別訪問し事情を聞いている。

もう一つの避難者意向調査については、避難指示区域にかかわらず全国に避難している世帯の調査で、2月末～3月に調査した。避難地域復興局長から説明があったとおり、持ち家に住んでいる方が若干ふえ仮設・借り上げ住宅の入居率は減っている。また6割強の割合で家族が心身の不調を訴えている世帯があった。さらに、特徴的なこととしては、県内避難者は被災当時の市町村に戻る希望が多く、県外避難者については避難先市町村へ定住する希望が多かった。

神山悦子委員

住まいに関する意向調査で4割の方が未回答なのは、回答のしようがないかさまざまな事情があつて悩んでいるからだと思う。当初、全体の復興期間は10年と言っていたが、集中復興期間が終了し、昨年6月に新しい復興に向かう指針の改定があった。来年から6年になるが、この調査では5、6年では決められないことが見えてくる。昨年6月に指針が改定され、期限が切られて徐々に帰らなくてはならないが、川内村や広野町の避難者や首長は、住まいの問題で非常に困っている。戻りたいと思つてもここで一旦過ごしてみようとか、状態が落ちついたら戻りたい等の思いはあるが、住まいをどこにするか決められないところに原発事故被害の困難さがある。

住まいについては丁寧に対応することはもちろんだが、決められない人への支援策を考えなければならない。先ほど高野委員から質問があつたように復興公営住宅には制限があつて入居できないので、市営住宅等のさまざまな方法があると思うが、メニューがあるようでなく、キャパシティが狭い。仮設住宅は5年以上たつて老朽化しているので補修され、公営住宅はいまだに抽せんで、さまざまな意味で考えあぐねている。家族がばらばらになった方たちは、そのままいいのか、若い世代は別に生活するかを選択しなければならない。担当者はこれらの事情をよく理解していると思うが、実態や課題を明らかにして、災害救助法からこぼれてしまう人たちをどのように支援するのか考える必要がある。

先ほど高野議員から指摘があつたとおり、災害救助法はだめでも福島復興再生特別措置法があるではないか。住まいや避難者の問題は、子ども被災者支援法等で対応することになったが、本来は福島復興再生特別措置法である。災害救助法ではなく原発避難に対する支援策を別に国に提案しない限り、打ち切られて、今後県みずからが具体的に決めることになる。その意味で、避難者意向調査の教訓や問題点をまとめ、次にどうするのかも含め具体的な提案をしてほしいが、どうか。

避難者支援課長

先ほど説明したとおり、調査手法の関係から、意向調査は傾向の把握が限界で、各世帯の個別事情までは把握できない。委員指摘のとおり、各世帯がさまざまな問題を抱えていることは、アンケートの結果や直接聞いてわかっている。一口に

生活再建といっても、さまざまな方法やそれぞれの意向があつて個別に違っているので、現在、戸別訪問をしているが、何が障害になっているのかを丁寧に聞き、現在の施策の活用も含めて一緒に相談しながら、早期に生活再建に結びつけられるように対応していく。

神山悦子委員

丁寧な対応はもちろんだが差し支えないものは要望事項が具体的にわかるように公表してほしい。引き続き共有していきたいので、次の課題としてほしい。

次に、先ほど避難地域復興局長から、復興公営住宅の一部地区の募集保留について説明があつたが、詳細を説明願う。

生活拠点課長

復興公営住宅の一部保留については、昨年度、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町に住民意向調査を実施したところ、平成25年度の整備計画策定時に実施した意向調査の結果に比べて、復興公営住宅の入居意向が非常に減少していたため、昨年12月からことし5月にかけて、4町で意向調査の回答がなかった方と判断できないとした方に対して追加調査を実施した。その結果、新たに入居希望世帯が判明した558世帯と判断できないと回答した約1,850世帯の中から約600世帯の応募があると想定し、それらに先月末時点の入居決定者または応募している者の3,495戸を加えて、現時点で入居希望世帯数を4,650世帯と見込んだ。現在の整備計画が4,890戸なので240世帯の減少が見込まれたが、これまでの入居決定状況や追加調査の結果、入居希望数が減少していると考えられる地区の現在の整備状況などを考慮し、いわき市が多いが、7つの地区で211戸の募集を一部保留とした。

神山悦子委員

復興公営住宅の入居を居住制限区域と帰還困難区域に限定して4,890戸を整備するとしたが、ニーズがないからといって、211戸減らして終わりにしてよいのか。意向調査等の結果を見ても、両地域以外の地域にも、住まいをどうするか、年金暮らしでどうしたらよいのか、迷っている人の中には復興公営住宅に入りたい人が相当いると思う。計画どおり整備しても十分ではないと思うが、復興公営住宅の入居対象者を柔軟にしてはどうか。

生活拠点課長

原子力災害によって避難指示の対象となっている特別の事情を考慮して、県が整備する復興公営住宅には、まずは居住制限地域の方たちに入居してもらおう方針としているので理解願う。

神山悦子委員

原発事故により避難指示のあつた区域は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に分かれたが、緊急時避難準備区域も一度は避難が指示された。避難指示区域内で線引きしていること自体、分断を招いていて困っている人への施策が余りない。これまでは線引きをしてきたが、まだ調整できるのではないか。県は県民や被災者に寄り添うと言っているのに、住宅があてれば、少なくとも原発事故で一旦避難を余儀なくされた人には柔軟に対応してもよいのではないか。

生活拠点課長

避難指示区域の方は長期避難を余儀なくされているので、その方を優先に整備を進めることが復興公営住宅の趣旨である。その後については改めて考えるので、理解願う。

神山悦子委員

本当に困っている人を優先的に入居させることは否定しないが、それ以外にも住まいを確保したい人はいるので、県として何らかの対策が必要であれば、国に言うべきことを言って、ニーズに応えるべきである。現時点で回答は無理だと思うので、意見として述べる。

吉田栄光委員

神山委員の質問に関連して住宅の意向調査についてであるが、長期避難を想定して、自民党の第四次提言の中に、復興公営住宅も含め住宅確保を追加した経過がある。避難をしている中で故郷に戻るか、今後避難先で持ち家を持って生活するかを選択するよう提案したので、持ち家で生活している方がふえてきていると思う。また、公営住宅にあっては、世帯が分離したり、5年がたって高齢になったり、家庭環境が変化している中で、さまざまな政策を行って現在に至っている。住宅は基本的に自立することなので、その自立に対して、行政が支援することは当然である。損失分は当然賠償してもらわなければならないが、3～5年堂々めぐりで時間だけが経過し、さまざまな変化に対応できていないので、バランスのとれた考え方を示していくべきである。5年が過ぎて復興・創生期間に入って、今後、自立してもらうために支援策を実施していくので、中間取りまとめでも構わないが、そろそろ県としてこれまでの政策と現在の政策、そして今後必要となる政策を一定程度方向づけてもよいのではないかと。

次に、農業については、農地の除染を終えて農業が再開されている地域や帰還困難区域で再開の見通しが立たない地域等さまざまである。農林業の賠償の見直しについては今秋とのことであるので、さまざまな農地の差異を捉えて東京電力に賠償のスキームをしっかりと確保させることが大事である。除染したところは基本的に農地を保全しながら、将来的に営農する考えで進んでいると思うが、営農の補助スキームはあっても、東京電力から賠償されている間は営農を再開していないので、農地保全のトラクターも買えず補助を受けることができない。損失はしっかりと賠償してもらわなければならないが、いつまでも賠償と言ってはられない。最終的には営農を再開するので、より高尚な立場で部局横断の総合的な考え方を示していく時期に来ていると思うが、どうか。

企画調整部長

住居確保損害の賠償制度がおおむね体系的にそろった中で、先ほど神山委員から指摘があったように、復興公営住宅については、居住制限区域と帰還困難区域を対象として避難指示解除準備区域は対象になっていないが、財物賠償で不足していた部分は、避難先あるいは帰還後に家屋を解体した後でも、しっかりと住宅が再建できるようになった。その意味では、2回目の戸別訪問もあるので、住居確保損害の制度も含め再建策をパッケージで示していきたい。

また、避難地域の農業については、避難地域の将来像やイノベーション・コースト構想の関係でも、農林水産業プロジェクトを進めており、営業損害に関連して官民合同チームが設置され商工業者や農業者を回っている。イノベーション・コースト構想の農林水産業のプロジェクトの中では、担い手が帰還してもすぐに営農が再開できない中で、どのように農業を実施していくのかを検討している。また、政府予算対策の中では、官民合同チームによる商工業への手厚い補助が実施されているが、帰還後の営農再開への支援が弱いと、知事を先頭に、6月の政府要望で強く求めた。営農再開についても支援策をパッケージで示していくとともに東京電力にしっかりと賠償を示してもらい、避難者や農業者のさまざまな制度がそろっている中で、全体をしっかりと理解し判断してもらえるように部局横断で取り組んでいく。

吉田栄光委員

官民合同チームは、商工業等のさまざまなスキームを提示して訪問していると思うが、漁業は別として、農林業が若干弱い。官民合同チームについて、部長から答弁があって安心しているが、我々もしっかりと国と官民合同チームに農業の充実を求めていくので、よろしく願う。

次に、住居確保損害については、川内村等で避難指示が解除された翌年に精神的賠償が終わって、住居確保損害の賠償が受けられず、双葉8町村の中で差異が生じている。その中で、新たな支援策を実施しているが、今の状況を総合的に判断して避難者に同じ方向を見てもらう努力が必要である。賠償の基本的な方針や考え方はあるが、避難者の窮状を含めて総合的に判断してほしい。

神山悦子委員

今、吉田委員から指摘があった交付金事業で旧緊急時避難準備区域の川内村や広野町等に一律5億円を交付したが、交付金を受けた市町村ではさまざまな苦勞をしたと思う。川内村では1人当たり22万円を配ることにして全てを地域振興券にしたが、広野町は半分、人口が多くて地域振興券を発行できない南相馬市は別な事業を実施した。それは仕方がないところがあって、各市町村の判断なので構わないが、川内村の方は、郡山市やいわき市の仮設住宅等で支援活動をしている村の商工会やNPO団体であっても、村では使えないと言っていて、来年の2月ごろまでに振興券を使い切らなければならないので、柔軟な対応をしてほしいと話していた。県は、村は難しいことを言わず村の判断でよいと指導してほしいが、どうか。

原子力損害対策課長

委員指摘の早期帰還・生活再建支援交付金については、各市町村の判断で地域が抱える課題にある程度幅広く使える仕組みで4市町村に各5億円を交付した。県では、用途を明確に制限しておらず、各市町村が判断できるようにしている。川内村の件については、県としても村の判断を尊重したいと考えており、今後とも市町村と連携して使い勝手のよい事業にしていきたい。

次に、事業期間については、この事業は福島県原子力被害応急対策基金を財源としていて、国との間で今年度までとされていた事業期間が延長されたので、来年度まで使用できることになっている。

神山悦子委員

川内村では7月から始まるとのことであるが、来年度まで使用できるのか。

原子力損害対策課長

事業期間としては来年度まで使用できる。

神山悦子委員

柔軟な対応があれば、少しは希望が見えるので大変助かる。県の対応を評価したい。相談があった方に伝えておく。

次に、避難指示解除の3要件について、インフラの整備や除染作業の進捗、住民との協議等が挙げられているが、インフラには公共的な電気や道路等だけで、病院や買い物等の生活インフラは入っていないのか。

避難地域復興課長

避難指示解除の要件にインフラのおおむねの復旧が入っているが、国が定めた基準には、具体的に電気、ガス、下水道、主要交通網、通信等が記載されている。そのほかにも、日常生活に必要なインフラとして、医療、介護、郵便等の生活関連サービスと言っているのが、帰還後に生活できる環境がおおむね整うことを基準として判断されると考える。

神山悦子委員

緊急時避難準備区域や昨年9月に避難指示が解除された檜葉町では、1割から多くても6割で思ったように帰還してい

ないが、「戻っても医療を受けられる状況にない」、「医師が高齢になっている」、「再開してもどの程度の患者がいるかわからない中で解除時期を決定して帰還を促している」など仮設住宅の方たちからはいろいろな声が出ている。どの住民説明会でも時期尚早の声が聞こえるのは、目に見えるところでさえ整っていないので不安が大きいからだと思うが、避難者にはどのように説明しているのか。

避難地域復興課長

避難指示の解除に向けて国や市町村は住民説明会や区長会を開催しているが、県も関わっているので、「住民から解除すべきではない」、「時期尚早」の声が上がっていることは十分承知している。一方で戻りたいと思っている方にとっては、避難指示の解除は非常に重要であり、解除されることで人の動きがふえ住宅のリフォームも進み、事業再開や企業立地等の復興が前に進む。県としては、地域の将来を見据え、復興に取り組んでいる市町村の立場を最大限に尊重しながら、解除後に帰還しない方や帰還できない方であっても、将来、帰還する選択があることを含め、各避難者の判断を尊重して、一人でも多くの方が帰還したいと思えるように取り組んでいく。

神山悦子委員

病院整備の問題は、保健福祉部の対応も必要である。避難地域における移動のあり方も含め並行して実施するのではなく、もう少し整ってから解除すれば、帰還する人がふえるのではないかと考えている。単純ではないが、そこが見えないまま避難指示を解除しているため、さまざまな問題が発生している。意向調査をまとめると、県が何をしなければならないのかが見えにくくなると思うので、解除ありきにならないように指摘する。

次に、避難指示解除の要件である除染について、例えば、富岡町の夜ノ森駅の近くの居住制限区域の方は、昨年4月には $30\mu\text{Sv/h}$ あったが、除染後は $5\mu\text{Sv/h}$ 程度に一旦下がったものの、毎月上がって、今年の3月ごろには $25\mu\text{Sv/h}$ に戻ってしまったので、なぜ帰還困難区域にならないのかと怒っていた。家に帰りたいがネズミやハクビシン、蛇等が入り荒廃してとても住める状況ではないとも話していた。また、川俣町の山木屋地区では、実際にはかったところ、ホットスポットのようなところが相当あったとのことである。一度除染をしても戻ってしまうとの話はよく聞くので、1回の除染では済まない。フォローアップ除染や里山除染を実施する等言っているが、なかなか見えてこない。

一度線引きはしたが、実際にはいろいろな事例が出てきていて、帰還にも関連するので、除染についてもしっかりと見ていかなければならない。吉田栄光委員も指摘したとおり、さまざまな課題を総括し整理することは非常に大事で、共有して実施していかなければならない。除染は生活環境部の所管なので意見として述べるが、避難者に寄り添った対応が求められていることを指摘しておく。

古市三久委員

仮設住宅の入居者のうち、県の条件で復興公営住宅に入居できるのは、来年3月時点でどの程度になるのか。

生活拠点課長

現在、第5期募集の744戸と第4期分の320戸で合計1,000戸以上を募集しているが、仮設住宅の入居者が何名程度入居するかはわからない。

古市三久委員

復興公営住宅は来年3月までに何戸できるのか。完成すれば入居できると思うが、完成戸数と仮設住宅の入居者数を計算すればわかるのではないかと考えている。

生活拠点課長

今年度末までは3,173戸である。211戸の保留分はあるが、来年度末までには全体の4,890戸になる。

古市三久委員

来年3月までに完成する3,173戸から県の復興公営住宅に入居できる人数を引いた場合、入居できない方は何名になるのか。来年度以降の仮設・借り上げ住宅の供与期間については市町村等の意見を丁寧に聞きながら今後方針を決めているので、仮設住宅に入居者が残っている限り、仮設住宅を残すか、あるいは別なところに住居を移転させる必要があることはわかっていると思う。入居できる住宅がなければ、仮設住宅は残さなければならない。1年ごとに更新すると言っているが、仮に来年、復興公営住宅ができなかったら、別な借り上げ住宅に入ってもらえるのか。

生活拠点課長

応急仮設住宅の入居者全てが復興公営住宅に入居するわけではない。

古市三久委員

そのようなことを聞いているのではない。準備が整っていないのであれば、意見を聞く等の問題ではなく、その方たちが入居できる住宅を確保しなければならないと言っている。来年3月までに原子力災害による避難指示区域の対象者が復興公営住宅に入居するが、条件は合っても入居できない人もいると思う。その方たちは来年3月以降、どこか別のところに移るのか、それとも仮設住宅のままなのか。このまま長期間仮設住宅にいることは余りよいことではないので、なるべく早く復興公営住宅等に移ることが重要である。避難地域復興局長の説明要旨には、来年度以降の仮設・借り上げ住宅の供与期間について、市町村の意見を丁寧に聞きながら今後方針を決めていくと記載されているが、どのような意味なのか。

生活拠点課長

避難指示区域以外の方の仮設住宅の供与期間については来年3月までで、避難指示区域の方については復興公営住宅の整備状況や生活環境を踏まえ、今後判断していく。

古市三久委員

来年3月までに、原子力災害による避難指示区域の対象者は全て復興公営住宅に入居できるのか。

生活拠点課長

仮設・借り上げ住宅の供与期間については、1年ごとに延長を検討していくので、復興公営住宅の整備状況を踏まえながら1年ごとに判断していく。

古市三久委員

原子力災害に遭った避難指示区域の全ての対象者が来年3月31日までに復興公営住宅に入居できるのか。

企画調整部長

復興公営住宅の整備計画は、来年3月までではなく、平成30年3月までとなっているので、住居が準備できない方については、仮設・借り上げ住宅を継続する必要があると考えている。避難指示がある方については基本的に住居をしっかりと確保していく方針で、その中で災害救助法の制度を運用していきたい。

古市三久委員

それは当然のことなので、あえてこのようなことを記載する必要はないのではないか。避難地域復興局長の説明要旨には、寄り添った支援が図られるようにしっかりと取り組んでいくとの記載があるが、これまでの説明を聞くと全く寄り添っていない。

例えば、先ほど高野委員から、対象外とされて復興公営住宅に入居できない場合の災害救助法以外の方法について指摘があったが、原子力災害は災害救助法で全て対応できるものではない。特措法等さまざまな法律をつくっているが、原子力災害はこれまでにない特殊な災害なので、県民が受けた被害を国に主張して、法律をつくってもらったり災害公営住宅をふやしてもらうことが必要である。国が言ったとおりやっていると寄り添ったことにならないので、しっかりとやることが大切である。5年間も仮設住宅に入居し、風評等では東京電力が言いたいように言って賠償もよくわからないようになっている。

県は県民の安全・安心を守るところなので、県民が被害を受けていることに対して、しっかりとやらなければならない。熊本地震で本県から何名か派遣した等言っているが、それ以前に本県の問題に対応しなければならない。本当に寄り添った対応を考えるのであれば、みずから住宅を求めた人はやむを得ないが、仮設住宅の入居者で行くところがない方は、復興公営住宅に入居させるべきである。県がその仕組みをしっかりとつくって整備しなければ、本県は原子力災害で棄民をしたと言われてしまう。自主避難者に対してもさまざまな要望が出ているが、棄民と言っている人もいる。数十年から数百年後に、当時の福島県が原子力災害で5～10万人の県民を棄てたと言われないようにすることが、我々や県当局の役割である。制度的なことも含めてしっかりと見直し、あるいは国に要望し、県民が安心して生活できるようにしなければならない。人が生きていく上で着るものや食料も大切だが、住まいは最も大切なので、真剣に取り組む必要があると思うが、どうか。

避難地域復興局長

国の言いなりになってやっているわけではなく、これまでもさまざまな問題をその都度しっかりと捉えて国と交渉しながら予算の獲得につなげ、制度の改正も求めながらやってきた。原子力災害に対して現在の法律や制度でうまくいかない部分があることは十分承知しており、何とか補えるようにやっている。

自主避難者の仮設住宅の供与終了についても、供与期間が終了して終わるわけにはいかないもので、昨年度も国と交渉して、引っ越しや家賃補助等の新たな支援策をつくった。今後も状況に応じて、その都度、住民や市町村の意見を聞き、また国に訴えながら取り組んでいく。

古市三久委員

県民や被災者の立場に立ってしっかりと対応してほしい。

次に、引っ越しに対する支援策について、避難元自治体に帰還する場合には引っ越し費用を無料にしている。国は帰還を前提としているので、国の補助金で実施していると思うが、みずから家を建てたり避難元自治体に戻らない場合は、引っ越し費用を出さないことは問題である。原子力災害によって避難して住居を移転することになったので、新たな事業で引っ越し費用を負担するか、県が東京電力に負担を求めるべきだが、どうか。

避難者支援課長

現在実施している引っ越し費用の補助については、基本的に避難元市町村に帰還する判断をした方を対象にしているが、県外からの場合は、本県に戻ることを優先して例外的な取り扱いをしている。委員指摘のとおり、生活再建はもちろんであるが、昨年6月に仮設・借り上げ住宅の方針を示した際に、帰還促進の支援策の一つとして事業化したものなので理解

願う。

古市三久委員

県外から帰ってくれば本県の人口がふえるので、例外扱いしても構わないが、避難せず県内で頑張っている人に恩恵がないのはおかしい。原子力災害によって仮設住宅で大変な生活をしながら再び本県に住居を求めて住もうと思っていることに対して、全額から3分の1等の引っ越し費用を負担し東京電力に求めるべきである。ここで答弁できないのであれば、持ち帰って検討し、引っ越し費用を負担する新たな制度をつくるべきだが、どうか。

避難者支援課長

委員から無料との話があったが、現在の制度は先ほど答弁したとおり一部補助である。新たな制度については、この場で議論することは難しいので意見として聞く。

古市三久委員

ここでやるやらないは決められないと思うので、よく検討して、原子力災害に遭った方たちが県に助けられて、本県の復興・再生に頑張れる環境や仕組みをつくってほしい。

次に、葛尾村や川内村では、大家族で野菜をつくり、キノコや山菜をとる生活が全くできなくなった。若い人が帰らないところは相当あると思うが、県ではどのように把握しているか。

避難地域復興課長

葛尾村及び川内村の帰還状況については、委員指摘のとおり高齢者が中心に帰還していると理解している。

古市三久委員

川内村や葛尾村では、子供と一緒に生活で成り立っていたので、高齢者が中心に帰還して核家族になったが、生活は非常に大変であると思う。これから浪江町の津島地区でも同じ状況になると思うが、県ではその方たちに対して支援をすべきである。先ほど質問があった地域振興券は制約があってどこでも使えるわけではないので、金銭的な支援ができれば最もよいが、世帯分離して川内村や葛尾村などの山間部で核家族で生活している方に、どのような支援をすることで今後の生活が成り立つのかを調査、検討してほしい。その方たちが震災以前と同様に生活できるような仕組みをつくってほしいが、どうか。

避難地域復興課長

避難者が帰還を決められない理由には、住まいの問題のほかに放射線に対する不安や雇用、近隣の方の帰還、避難先での定住、子供の進学等さまざまな理由があると考え。今後とも、先ほどのアンケート調査や戸別訪問等を通じて、帰還できない問題点や課題の把握に努め、市町村や国、県各部局と具体的な支援について協議・連携し、生活及び帰還環境の整備にしっかりと取り組んでいく。

古市三久委員

電源立地交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉によって受け取りを辞退することになった。この交付金は、原発建設のあめの施策として実施されてきたと言われ、周辺住民や地元企業の電気料金の免除等に使用されているが、この交付金見合いのものは何か別に来ているのか。

エネルギー課長

原子力立地給付金は、東京電力福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所の周辺市町村の住民や企業向けに実質的な電気料金の割引措置として国から財源措置を受けて県で交付しているものであるが、委員指摘のとおり福島第一原発分については、廃炉措置に伴って平成26年度で国の財源措置は終了している。27年度と今年度については、県で積み立てた残余金があったので続けてきたが、29年度分の財源はない。これにかわる財源措置はないが、29年度以降の給付金のあり方については、関係市町村と相談しながら検討を進めていく。

古市三久委員

県では、福島第一原発を廃炉にするとしたので辞退したと思うが、福島第二原発についても県当局及び県議会ともに廃炉にすると言っている。福島第二原発分の交付金の取り扱いは、未来永劫このまま続けていくのか。これからも廃炉のスタンスを続けるのであれば、交付金をもらわない等別の考え方で何らかのアクションを起こす必要があるのではないか。

エネルギー課長

事実として福島第一原発分の財源はなくなり、県として福島第二原発の廃炉を求めているが、その分の交付金は引き続きもらっている。委員指摘のとおりさまざまな考えや意見があることは承知しているので、関係市町村と相談しながら、今後のあり方について検討していきたい。

古市三久委員

20数億円の非常に大きな交付金で、我々はその恩恵にあずかってきたので、この交付金が来なくなると問題もあるが、本県がこのような事態に至って、福島第一原発を廃炉することになり、福島第二原発分の交付金はもらっている。東京電力では福島第二原発の再稼働を考えていると思うが、この問題について、県でさまざまな議論をして、それなりの考えを持ってしっかりとしたスタンスで対応する時期に来ている。意見とするが、部長に考えがあれば答弁願う。

企画調整部長

原子力立地給付金については、先ほど担当課長が説明したとおり、福島第一原発分の財源は既に国から来なくなっているが、原子力災害で大変な被害を受けている状況を踏まえて、福島第二原発分も含めて、どのようなあり方がよいのかを市町村と意見を交えながら検討していく。福島第一原発分の来年の廃止が一部報道されているが、委員の意見等も踏まえながら今後しっかりと検討していく。

神山悦子委員

県内にも自主避難者はいるが、県は県外の自主避難者がさらに大変な状況にあることをどのように把握しているのか。戸別訪問をしている中で、県内の自主避難者とは状況が違うと思うが、どうか。

生活拠点課長

現在、戸別訪問をしているが、県外と県内の自主避難者では状況が異なる。現在実施中のため十分な報告はないが、来年4月以降の住まいについて、県内の自主避難者の8割程度はある程度確定しているが、県外の自主避難者は5割程度で未確定の割合が多い。引き続き避難者の意見を聞きながら、必要により2回目の戸別訪問を行い対処していく。

神山悦子委員

さまざまなメニューをパッケージで示すことで、それに乗れる人もいるかもしれないので、引き続き教訓として、次の

課題を整理しながら実施するよう要望する。

また、他県の公営住宅等の提供を継続して求めている中で、他県では、現在入居しているところにそのまま住める当選権利の振替制度や、専用枠がない団地でも自主避難者は優先的に応募できる制度があったり、山形県や埼玉県でも自主避難者の住まいに対するさまざまな支援をしてもらっているが、県で把握しているものを説明願う。

生活拠点課長

県として他県の公営住宅を確保するさまざまな対応をしているが、その中で、例えば、東京都からは今月初めに住宅を確保することが困難な自主避難者世帯に対して都営住宅の専用枠を約200戸用意する独自施策を実施してもらった。また、埼玉県では、県営住宅の一定戸数を自主避難者向けに用意してもらう等、公営住宅の優先入居や特定入居を実施してもらっている。把握しているものが全てではないと思うが、17都県で優先入居や入居要件の緩和等が実施されている。

神山悦子委員

現在把握している17都県の状況で構わないので、住まいに関する他県の支援策について資料を提出願う。

山田平四郎委員長

資料の提出は可能か。

生活拠点課長

可能である。

高野光二委員

復興公営住宅の建設について何度か質問し、避難者の意向を聞いて実施すべきと言ってきた中で、当時は、ある程度余裕を持って4,890戸整備し、さまざまな状況に対応すると答弁されてきた。持ち家がふえてきたので、意向調査では申し込み世帯が減少し、211世帯分の建築を保留する状況になっているが、先ほど指摘したとおり結果としてさまざまな課題や問題がある中で、各委員からも災害救助法では十分に対応できないと言われている。そうした中で、部長みずから災害救助法に沿って対応すると答弁しては困るが、保留分はいずれ整備されると思う。必要性の高いところは特に整備すべきと思うが、どうか。

生活拠点課長

現在、第5期募集を実施しているが、保留分を超えて応募があれば、保留を解除して整備することとしている。

高野光二委員

ぜひ前向きに実施してほしい。避難指示が解除されると、その地域は対象から外れて復興公営住宅の申し込みができなくなる。現在の法律で補完できないところはたくさんあるが、避難世帯の状況によって受け入れることが大事である。災害救助法ではなく原発被害を救助する本県の現状に合った特措法で補完してほしいが、どうか。

企画調整部長

先ほど担当課長が答弁したとおり、復興公営住宅の制度では基本的に避難指示が解除された後は入居資格がなくなるが、復興公営住宅の応募状況等も踏まえながら、あきがある部分等も含め整備されたものはしっかりと活用することが基本なので、その時点で避難している方への寄り添った判断があるべきと考える。

吉田栄光委員

檜葉町で避難指示を解除する際の材料に公営住宅への入居の可否があつて、広野町も含めて同町では、町営住宅で補完する考えであつたはずなので、県は、県の公営住宅を含め避難している各自治体の市営や町営住宅も総合的に判断して進めてほしい。県営でも町営でも困っている被災者にとっては一緒なので、県外の自主避難者には市営住宅を含めて県営住宅のマッチング作業をしているはずである。県の判断だけではなく、双葉郡や南相馬市も各補助金メニューで公営住宅をつくっているのだから、総合的に判断してほしいが、部長から一言願う。

企画調整部長

帰還先に住宅がない場合は、復興庁の帰還環境整備の中に住宅及び町営、市営住宅の整備や住宅修繕のメニューが設けられている。従来住んでいたところに戻れない方には、避難先だけではなく避難元でも市町村と一緒に整備し、帰還したい人、当面避難する人それぞれに対応しながら、特に帰還しても住宅が修繕できないような場合は、町にしっかりと対応を求め、県も市町村と一緒に取り組んでいく。

(7月 1日 (金) 生活環境部)

神山悦子委員

生2ページ、産業廃棄物税に係る東京電力からの賠償金の基金への積み立てについて、賠償はいつからで収入はどの程度なのか。経過も含め最終的にはどうなると想定しているのか。

部参事兼生活環境総務課長

東京電力からの県への賠償については、総務部が全体の取りまとめを行い毎年度東京電力に請求している。生活環境部の請求額は、平成23～26年度分までの総額が20億2,369万9,806円で、東京電力と支払い合意に至った金額が2億7,249万2,166円なので、未払い額は17億5,120万7,640円である。これについては今後、総務部でADR等も含めて適切に要望していく。

神山悦子委員

議案として提案されているものは生活環境部の金額だけなのか。賠償の交渉や今後の全体の取り組み等は全て総務部で行うのか。

部参事兼生活環境総務課長

そのとおりである。歳入は、賠償が入った段階で総務部が一括で受け入れ、それに伴う歳出を今回議案として上げている。

高橋秀樹委員

ツキノワグマについて、県内各地で目撃され、ことしは多いが、おとしあたりから福島市内でも目撃され人身被害も発生している。阿武隈川を越える熊はいないと認識していたが、私の住む小倉寺付近にも出没し、子供たちが遭遇した例もあるようである。ことしは市街地の国道115号を歩いていたとの証言もあつて驚いている。川を越えてきていることへの対策として、河川敷のやぶ刈りがあるが、県内におけるツキノワグマの生態系をどのように把握しているのか。イノシシや猿とは違い対応が難しいと聞くが、どのように対策をしていくのか。

自然保護課長

県内における熊の生態については、昨年度、県内5カ所にカメラを設けて生態調査をした結果、県内に約3,000頭いるとの推定が報告された。現在、熊の生息域と人の生活域をすみ分けるゾーニング対策を展開しているが、市街地に来た熊は有害駆除で捕獲している。先ほどの福島市の松川沿いから信夫山にきた熊は、松川のやぶの刈り払いについて土木部と協議し、県環境創造センターの溝口氏と最も効果的な実施箇所等の打ち合わせを重ね、来週以降から松川沿いの南沢又地内の両側約100mを刈り払いする準備を進めている。

高橋秀樹委員

県内に約3,000頭いるとのことであるが、中通り等のエリアごとの実態は把握しているか。

自然保護課長

多くは奥羽山系にいて、阿武隈山系ではヘアトラップで熊の毛が見つかったことはあったが、カメラには写っていないかった。

高橋秀樹委員

ツキノワグマは天然記念物等に指定されているのか。

自然保護課長

カモシカとは違って天然記念物には指定されていない。

神山悦子委員

昨日NHKを見ていたら専門家が熊の行動を調査していた。県ではカメラを5カ所に設置しているとのことだが、どの地域に設置しているのか。

自然保護課長

昨年の7～11月に、中通り地域は白河市、西郷村、天栄村、会津地域は喜多方市、磐梯町、北塩原村、南会津地域は南会津町、相馬地域は南相馬市、双葉地域は大熊町、富岡町、川内村の各地点にカメラを設置した。

神山悦子委員

福島市で出没しているのにカメラを設置していないが、5カ所に設置した結果、生態系について何かわかったか。カメラの配置は検討する必要があると思うが、どうか。

自然保護課長

福島市は平成25年度に一度調査した。26年度は会津美里町を調査したが、1カ所では少ないので昨年度は5カ所にカメラを設置した。カメラに写った熊の数をもとに、県内の森林面積から県全体の生息数を約3,000頭と推定した。

神山悦子委員

きのうのNHKの番組で麻醉銃を使って調査している専門家を見たが、福島市の例も紹介されていて他県の問題ではないと感じた。カメラの調査だけでよいのかも含めて、専門家と相談しながら詳しい生態系を調査し、人身被害が出ないようにする対策が必要である。何かあってからでは遅いので、必要な予算を国に求める等、今後の課題にしてほしい。

次に、イノシシの対策について、GISとはどのようなシステムなのか。

自然保護課長

GISはスマートフォン等にイノシシの痕跡や捕獲、目撃情報を上げるとインターネットの地図情報に表示され、関係者間で情報共有できる地理情報システムである。GISを使った生息環境の分析など、新たな手法を取り入れている。

神山悦子委員

GISを見るだけでなく、どのように動いているかをつかんで対策に活用する必要があると思うが、どうか。

自然保護課長

今回のモデル事業では、現在檜葉町で準備をしているが、イノシシがどこに長時間いるか等の情報を地図情報に集積させて、そこに集中的にわなを仕掛ける等して、効果的に捕獲する予定としている。

神山悦子委員

檜葉町で具体的に進めるのか。

自然保護課長

今回モデル事業を実施する場所は、昨年9月に避難指示区域が解除され住民の帰還が進められている檜葉町を選定した。市町村と連携しながら事業を展開していく。

神山悦子委員

モデル事業からさまざまな対策が生まれてくることを望んでいる。生態系が変わったか等も含めて対応願う。

次に、除染について、部長の説明では、国が行っているところはほぼ完了し、市町村が行っている住宅地や公共施設は9割、道路等が5～6割程度だと思うが、今後の見通しはどうか。

除染対策課長

国が除染を実施する除染特別地域の状況については、部長の説明要旨に記載しているとおり、現在5市町村で実施されており、今年度末の完了を目標に国が全力で取り組んでいる。

また、汚染状況重点調査地域における除染については、全体の進捗率が100%の市町村数は4月末現在で13市町村で、住宅除染の進捗率が100%の市町村数は18市町村、公共施設等が24市町村で、道路除染は5割を超えている。道路除染については、これまで住宅、公共施設等の除染と調整を図りながら順次取り組んできたが、住宅や公共施設等の除染が着実に進んでいるので、今後着実に進んでいくと考える。道路除染を進める上では、仮置き場の問題が生じるが、意見交換会等で市町村を訪問して丁寧に意見を聞きながら、平成28年度末完了を目途に市町村とともに取り組んでいく。

神山悦子委員

市町村除染は引き続き対応願う。

次に、国直轄除染について、避難指示が解除され、ことしから帰還するところがふえるが、住民説明会で時期尚早との声が多く出るのには除染の問題がある。例えば、川俣町では、山木屋地区の空間線量が平均で除染前の3分の1に下がり、はしたもののホットスポットが2,044カ所あって、国に対応を求める意見書が町議会において全会一致で可決された。この意見書では、国の対応に住民の不信・不満があって、国の責任で再除染するよう求めているが、県は山木屋地区の例を

どのように捉えているのか。

また、富岡町の夜ノ森駅の近くの帰還困難区域に接する居住制限区域の方は、除染前は $30\mu\text{ Sv/h}$ あって昨年6月に除染したところ $5\sim 9\mu\text{ Sv/h}$ に下がったが、その後毎月測定値が上がって、線量計ではかったところ、ことしの3～6月には $25\mu\text{ Sv/h}$ 程度に戻ってしまったとのことである。住宅周辺を除染して一旦効果があっても、1年程度でもとに戻ってしまったが、この方は、帰還困難区域と同じ数値なので、なぜ居住制限区域なのかと不満を言っていた。

この数字を見ても、除染をしたからといって簡単に帰れないことがわかるが、特にこれから避難区域指示が解除され帰還するところは、川俣町の山木屋地区のように場所によってはホットスポットがある。居住制限区域や帰還困難区域以上に線量のあるところは、高齢者は帰れるかもしれないが、子供や孫は帰ってこない。最初 $100\mu\text{ Sv/h}$ 程度あったところに住めないと行って県外に出て行ってしまっ、まだ帰れるようにはなっていない。

再除染やフォローアップ除染をやると言いながらモデル事業にとどまっていて、山林や里山除染はなかなか具体的に進まないが、この2つの例だけではなく、これから避難指示が解除される場所は同じ状況なので、こうした訴えが数多くあると思う。このことについて今示した数値も含め、県はどのように捉えているのか。県民に寄り添って、県が国に言わなければ、誰も言ってくれないと思うが、どうか。

除染対策課長

山木屋地区に限らず除染特別地域におけるフォローアップ除染については、昨年12月の環境回復検討会でフォローアップ除染の考え方が示された。通常のフォローアップ除染の場合、除染終了後に事後モニタリングを半年から1年後に実施し、実施可能性や合理性を加味して判断し、実施する仕組みになっているが、居住制限区域で除染直後に一定以上の高い線量がある地域については、速やかにフォローアップ除染を行い線量を低減させる仕組みがつけられている。その後においても、除染の効果が維持されていない箇所については、通常のフォローアップ除染と同様に事後モニタリング等を行い、フォローアップ除染を実施することになっており、葛尾村、南相馬市、富岡町においては事後モニタリングを行ってフォローアップ除染が実施されていると聞いている。

また、富岡町の夜ノ森地区は帰還困難区域になっているが、居住制限区域と帰還困難区域の境の部分については、町や除染検証委員会において国に除染の実施を求めており、引き続き県においても市町村に寄り添った適切な対応を国に求めていく。

神山悦子委員

実際に境界部分でフォローアップ除染を実施したところはあるのか。

除染対策課長

現時点では、国に求めている状況なので、まだ実施されていない。

神山悦子委員

国は再除染に反対ではないとすれば、予算や方法等、何が課題なのか理解できないが、今後県としてどのような対策をするのか。

除染対策課長

委員も承知のように、除染は除染実施計画に基づいて行うことになっており、除染特別地域の除染は、帰還困難区域を除いた地域を実施する仕組みになっているが、そもそも帰還困難区域の除染の取り扱いがまだ決まっていない。帰還困難区域の今後の取り扱いについては、ことしの夏に国として方向性を示すとされているので、それを受けて除染の方針も示

されると考える。

橋本徹委員

先ほど県内の熊は推定で約3,000頭との説明があったが、以前は希少動物に指定されていたと記憶している。どの程度増減しているのか。

自然保護課長

平成27年度は県内5カ所で調査し約3,000頭と推計し、26年度は会津美里町でカメラトラップを行い、全県で約2,800頭と推計している。25年度は福島市における調査で全県で2,900頭と推計しているので、ここ3年間は約3,000頭前後で推移している。

橋本徹委員

ゾーニングで管理していくとのことだが、約3,000頭の数字は住民に危害を加えるおそれがある数なのか。対策はゾーニングと市街地に出てきた熊の有害駆除だけなのか。

自然保護課長

現在の計画では、人と熊をすみ分けして人的及び農林水産業被害の軽減を図ることとしている。今年度は昨年度の調査をもとに計画の見直しを考えているので、専門家の意見を聞きながらしっかりと検討していきたい。

宮川政夫副委員長

国内外への情報発信について、先月知事がタイ、マレーシアを訪問した。タイは魅力的な市場で、現在の新興国の中では飛び抜けて経済が発展しているが、その理由から選定したのか。あるいはマレーシアの経済フォーラムにぶつめたのか。また、トップセールスは確かに力があるが、その後は民間が独自に進出して発展していくことが望まれるが、発展的解消として県はどのタイミングで手を引くのか。さらに、今後タイ以外で知事のトップセールスはどの国で行う考えか。

国際課長

タイを選定して訪問した理由については、タイは、震災後初めて桃等を輸出した重要な地域と考えており、観光交流局が中心となってタイへの桃の輸出をふやす取り組みを行っていた。その考え方があったところにマレーシアで開催の世界経済フォーラムASEANへの招待があり、あわせて訪問することになった。

また、トップセールス後は民間が進出して行くべきとの質問については、観光交流局や農林水産部が担当しているが、県として、県産農産物の輸出促進等に力を尽くしながら、将来的には民間の力を生かしていくものとする。

最後に、県産農産物の今後のトップセールスについては、観光交流局や農林水産部が中心となって方針を検討していくものとする。

宮川政夫副委員長

農業に従事する若者がふえているので、県産農産物を海外に積極的にアピールしてほしい。県が窓口になって販路を拡大し、いずれは民間が独自のネットワークで販売を加速させることが理想だと思うので、県には頑張ってもらって販路拡大の足がかりをつくってほしい。

高野光二委員

中間貯蔵施設の関係について、早急に施設を完成させないと除染が進捗しても運び込めない。最近では、大熊、双葉両町から町有地の提供があり、一部は確保できつつあるが、総体的に運び込める容量がない。搬入計画は5年であるが、了解が得られた地権者は全体の4%に満たず、じかに交渉ができない地権者が800人程度と聞いている。大熊町や双葉町で住民の避難先がわからず全く連絡がつかないこと自体が疑問だが、県だけではなく大熊、双葉両町における住民の安否確認や避難先の確認等はどうなっているのか。

中間貯蔵施設対策室長

2,365名の登記簿上の地権者のうち把握できていない地権者は約870名で、それ以外の約1,500名の地権者の連絡先は把握しており、計画地域の約9割を把握している。

高野光二委員

自治体では約9割の地権者の連絡先を把握しているとのことであるが、中間貯蔵施設を建設するために連絡する状況を考えれば、地権者と連絡がとれない数字があること自体どうかと思う。地元の状況がわかる担当者に直接交渉させるため、今年度県は10名の職員を国に派遣したが、大熊、双葉両町が把握している情報の提供も含め、地権者への説明や説得等に力を注がないと進まない。各首長や自治体職員は将来的に不安な中間貯蔵施設を抱える難しさはあるが、協定では自治体と県、あるいは国が連携して進めることになっているので、各自治体にも汗をかいてもらわないと進まない。今回、町有地が提供されてもまだ面積が足りないので、今後は連絡がつかない地権者の理解を得る作業が課題になると思うが、どうか。

中間貯蔵施設対策室長

連絡先が不明な地権者への働きかけについては、昨年11月に国が策定した地権者説明の加速化プランの中で、町の協力を得て行っているので引き続き対応していく。

また、県としては、ことしから福島環境再生事務所に10名の職員を派遣し、地権者の相続関係の調査等に取り組んでいるので、地権者との交渉が進むように引き続きしっかりと取り組んでいく。

次長（環境保全担当）

補足して説明するが、単純に連絡先がわからないのではなく、連絡先が把握できていない地権者は870人だが、そのうち死亡している方が約540人なので、相続関係を追うのに時間がかかっている。また、登記簿に記載されている記録が所有者の氏名のみであったり、そもそも登記名義人の戸籍がなかったりする方が300人以上いるので、把握するのに時間がかかっている。地権者の連絡先の把握については、これまでも町と連携してやってきたが、県も駐在員を大熊、双葉両町に派遣して業務に当たっているため、これからも協力して連絡調整していきたい。

高野光二委員

昨年からことしの2月ごろにかけて、執行部から交渉の段階に入れている地権者はたくさんいて、今夏以降は、かなりの同意が得られる可能性があるかと答弁されてきた。相続関係は時間がかかる仕事で登記にも関係するので、登記簿の地主が定かでなければ現在の法律では難しいが、このような問題を抱えながらも、環境省から中間貯蔵施設の5年間のスケジュールが出されている。ことしから始まるとされているが、持っていく場所がなければ、計画はあくまでも計画で具体的なものではなくなる。難しい問題を抱えているが、例えば盆過ぎから秋ごろにかけて了解が得られる面積や搬入量の見通しは、どの程度になるのか。現在の数値ではパイロット輸送に毛が生えた程度しか運べないが、見通しがあれば答弁願う。

中間貯蔵施設対策室長

用地の見通しについては、昨年国が示した5年間の見通しの中で、これまでの用地交渉を踏まえ、今秋には受け入れ分別施設等の本格的な整備に着手する考えが示されており、施設の予定面積は20haで保管場は15ha程度とされている。その後については、平成32年度までに1,600haのうち640～1,150haを取得し、500万～1,250万 m^3 の除去土壌を搬入する見通しが示されている。

高野光二委員

中間貯蔵施設の関係で、今秋までに一定の面積が確保できる見通しや整備する施設等の説明があったが、平成32年までの5年計画で中間的な内容だと思う。これまでの地権者との交渉を踏まえ、ある程度見通しがつくと説明されてきたと思うが、今年度は大きく進むのか。

中間貯蔵施設対策室長

用地交渉や用地取得の状況については、5月末現在で物件調査の承諾があったものが1,600haでそのうちの約6割で調査を終了したので、今後補償額を算定し地権者の了解が得られれば契約に至る。先ほど説明したとおり、国では今年度に整備予定の本格的な施設に20haが必要と考えており、これまでの用地の取得状況を踏まえて工事に着手すべく契約されている。

高野光二委員

中間貯蔵施設の用地の確保については、最終的に県より国の責任なので、その意味で国と自治体の協力が必要だと思う。死亡やそれに伴う相続、あるいは土地所有者の問題等も含め1,600haもの膨大な土地を確保することを踏まえ、土地収用の手法があるが、これまでそれも含めて手だては検討されてきたのか。

事故直後から用地が必要となる状況なので、本来であれば、国で土地収用やそれにかわる用地取得をしなければ難しくなっていたが、その経過はあったのか。

中間貯蔵施設対策室長

土地収用法による用地取得については、地元から地権者に寄り添った丁寧な対応が求められていることを受け、国では丁寧に対応する考えを示しており、その考えについては聞いたことはない。

高野光二委員

中間貯蔵施設の用地の確保については、大変な状況ではあるが、前に進むよう努力してほしい。

先ほど神山委員から地権者への丁寧な説明について話があったが、地元で何度か避難解除の住民説明会が開かれた中で、質問の8割強は除染に対する苦情や不満である。県は直接の事業主ではないが、担当課として、国や自治体の情報をどのように捉えているのか。フォローアップ除染にしても、年間1 mSv を目標にしている住民と安全基準を年間20 mSv にしている国では乖離があって、環境省では再除染の対象を約3 mSv/h 以上としている。住民との間で放射線への考え方に乖離があると思うが、どうか。

除染対策課長

除染特別地域における再除染を含めた除染に対する国への働きかけについては、昨年12月の環境回復検討会でフォローアップ除染について一定の考え方が示された。除染をしてもなお線量が高い場合は、通常6カ月～1年後に事後モニタリ

ングを行って、その後にフォローアップ除染の実施を判断する仕組みとなっているが、居住制限区域等で一定の線量がある場合は、表土等を取ることに伴う土砂の流出等も加味しながら直ちに実施可能性を判断し、通常の除染では行わない表土の削り取り等の手法で除染を行い、その後も、丁寧に通常のフォローアップ除染をしていく仕組みとなっている。

県としてはその仕組みの中で、国に対して機会あるごとに丁寧に対応するよう要望しており、今後とも要望していく。

高野光二委員

除染後も線量が高いので、住民や地権者が再除染を求めた場合、状況によってフォローアップ除染が実施される大枠は理解した。

地元の具体的な例だが、子供たちも帰還させて学校に通わせたいと思っている家庭から、表土を剥がしていない「居久根」等は線量が高いので、丁寧にしてほしいとの苦情があった。環境省はおおむね3mSv/h以上あった場合再除染するとの話だが、帰還して生活したいと思っている住民の希望は、安全・安心である。そこをさらに環境省に強く申し入れて、その人たちが安心感を持てる対応をしてほしい。私も再度環境省に要望したいと思っているので、よろしく願う。

次に、政調会で避難地域の地域交通ネットワークについて説明があった。南相馬市では大型免許やタクシーの二種免許を持っている方が復興関係の職種に流れ、市内のタクシー会社6社のうち原町には4社あるが、夜間は1社しか運行しておらず、タクシーが非常に少ない状態で、外食の帰りに足がなくて困ることがある。人口10万人以上の市でなければ個人営業ができないようなので、特例で個人タクシーが運行できる緩和措置をしてもらえれば、公共交通にかわる足が確保される。地域の方たちから要望がたくさんあるので、ぜひ検討してほしいが、法律的なことも含めて可能性はあるのか。

生活交通課長

タクシーやバスの二種免許取得者への影響は大きく、中通りや浜通り地方ではバスの運転手が少ない状況となっているため、東北及び福島運輸局で就職リクルートや免許取得の助成措置等の手だてが講じられている。タクシーの二種免許取得者が減っていることは聞いており、委員から指摘があった個人タクシーの緩和については、対応の仕方も含めて状況を把握しながら早急に検討したい。

高野光二委員

地元では困っていて要望がたくさんあるので、法律を所管するところと前向きに検討してほしい。

生活環境部長

ただいまの答弁に補足するが、地域公共交通のあり方については、県が中心となって避難地域の方々の意見を聞いて、基本的に幹線系の公共交通のあり方をしっかりと検討していくこととしている。今ほど委員から個人タクシーのアイデアがあったが、それについては、地域の足を確保する点で重要な施策の一つだと思っているので、指摘があった観点も含めて市町村と検討していきたい。

担当課長が早急に検討していくと答弁したが、地元の市町村でもさまざまな意見があると思うので、それをしっかりと聞いた上で、その方策の一つとしてトータルで地域公共交通のあり方を早急に検討していきたい。

古市三久委員

熊の目撃情報はどの程度あるのか。例えば、去年は20件でことしは30件など推移も含めて答弁願う。

自然保護課長

熊の目撃情報は県警本部で資料をまとめているが、ことしは6月26日現在で194件で昨年度に比べて104件増加している。

ここ数年の推移は、平成26年度が412件、25年度が227件、24年度が403件で、2年に1回の割合で多い年と少ない年が推移している。

古市三久委員

10～20年前に比べてどの程度ふえているのかわからないが、400件は何かしなければならぬ数字なのか。

自然保護課長

毎年秋のブナや餌の状況によって多い年と少ない年がある。先ほど熊の生息域と人の生活圏を分ける話をしたが、基本的に熊が人里や市街地におりてこないようにすみ分ける対応をしていく。

古市三久委員

これまで県が観測している中で、400件の数字をどのように考えているのか。400件は従来からのことなので、大きな問題ではないのか。

自然保護課長

件数もさることながら、最近市街地で目撃されることが多く、特にことしは福島市近辺や県北地方の件数が多い。県としては、熊が市街地に来ると人身被害が起きる可能性が高くなるので、5月26日には県庁内の対策会議を開催し、6月13日にも被害防止対策として庁内会議を開催した。人身被害への対策を含めて熊対策をしっかりとやらなければならないと認識している。

古市三久委員

部長説明要旨の2ページに緩衝帯の役割を果たす里山の整備等の記載があるが、生活環境部で予算を措置し実施するのか。あるいは農林水産部と一緒に何らかの予算で実施するのか。

自然保護課長

緩衝帯の設置は農林水産部と連携して実施している。農林水産部では、県の森林環境税を使って緩衝帯の整備事業を行っており、ことしも新しく里山の補助事業が組み立てられている。国の補助金を使いながら、農業、森林、河川の各部署と生活環境部とが一体となって対応していく。

古市三久委員

事業費は幾らで、何カ所程度整備するのか。

自然保護課長

緩衝帯は平成27年度に約1,800万円で整備している。今年度も農林水産部が新規事業で緩衝帯を設置する事業を2,000万円程度計上したと聞いている。

古市三久委員

里山の草等を伐採して見通しをよくすると思うが、地域や面積を含め具体的にどのようなことをするのか。

自然保護課長

昨年度は森林環境税を使って約42haを整備した。細かいところは農林水産部に確認しないとわからないが、緩衝帯をきれいに整備する事業と聞いている。

古市三久委員

農林水産部の所管なので具体的に説明できないとのことだが、説明要旨に書いてあるのでわからないではまずい。

イノシシも同様だが、県全体で見ると、除染できれいにしているところは20mの範囲で、緩衝帯をつくっても山には全く手が入っていない。戦後の我々が子供だったころは山はきれいに手入れされていたが、今はぼさやぶである。里山を含めて山全体をしっかりときれいにしなくてはならないが、少子高齢化等による地方の疲弊で、それができなくなって今日の状況になっている。課長が答弁することではないかもしれないが、県全体で長期的な計画をつくり財政をしっかりと確保しない限り実現しない問題である。本県は放射能の影響で山に入る人が少ないので問題が発生していないかもしれないが、昔であればキノコとり等で山に入っている。それも含めて考えると、長期計画をつくり予算を確保等しないと問題は解決しないと思うが、どうか。

生活環境部長

さきの本会議でも質問を受けているが、当部としては、専門家の意見をしっかりと聞いて直接捕獲事業でしっかりと捕獲していき、里山については農林水産部で昨年度よりも箇所数及び予算額を増大させて今年度はしっかりと取り組んでいく。また、河川敷の刈り払いについては、土木部の予算を使ってイノシシや熊による被害を少しでも減らすため全庁一丸となって取り組んでいきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、中間貯蔵施設の建設に当たって、県にはどの程度の権限と責任があるのか。

中間貯蔵施設対策室長

中間貯蔵施設は、放射性物質汚染対処特措法で国が責任を持って対応することになっているため、県の権限については法律上規定はないが、平成23年12月に国から施設整備の要請を受けて、県と地元2町で建設を容認した。

古市三久委員

権限はともかく責任もないのか。中間貯蔵施設建設の権限と責任は国にあって、県には権限も責任もないのか。

中間貯蔵施設対策室長

法律上の責任は国にあるが、県民の安全・安心の確保は重要なので、広域自治体としての県の責任はあると認識している。

古市三久委員

権限はなくても責任はあるとのことだが、平成23年に国から具体的にどのような要請がされたのか。

中間貯蔵施設対策室長

平成23年3月11日の原発事故によって、本県で発生した除染廃棄物等を県内で処理できるように施設設置の要請があっ

た。設置は国がするが、県と地元に対して要請があった。

古市三久委員

大熊、双葉両町に建設の要請があって、県も了承して、金をもらって現在に至っているのか。

中間貯蔵施設対策室長

中間貯蔵施設の受け入れに当たり金をもらっているとの指摘については、わからないので確認しないと答えられないが、平成23年の暮れに要請があって双葉8町村及び国と協議した結果、県と大熊、双葉両町で建設を容認した。

古市三久委員

中間貯蔵施設は国が責任を持ってつくるので、敷地の確保等の協力が要請され今日に至っていると思う。県も県民の安全・安心を確保するため、建設に責任があるとのことだが、5年たっても依然として先ほどからやりとりされている状況である。町の半分がなくなるほどの用地の取得は当然簡単ではないが、県は何年後に施設が完成すると考えているのか。

例えば、何年後に建設されるので、県はこれをいつまでに実施するなど具体的な検討はしているのか。国が建設するので、要請があれば応援する程度の認識なのか。

中間貯蔵施設対策室長

ことしの3月に国は中間貯蔵施設の当面5年間の見通しを示したが、県としては、今後とも設置者として責任を持って総力を挙げて取り組むよう国に求めている。

古市三久委員

県は、国がつくった見通しを見守っていくとのことだが、要請を受けて国に10人の職員を派遣して、あとはお手並み拝見といった認識なのか。

中間貯蔵施設対策室長

中間貯蔵施設の県の対応については、中間貯蔵施設は本県の環境回復に重要な役割を果たすとの認識のもと地権者の理解を促進させるため、昨年、大熊、双葉両町に駐在員を配置し、復興で大変な時期ではあるが、さらに地権者の理解を促進させるため、ことしの4月から10名の職員を国に派遣した。本県の一日も早い環境回復に向けて引き続きしっかりと取り組んでいく。

山田平四郎委員長

部長の手元で整理できるようであれば答弁願う。

生活環境部長

中間貯蔵施設は、原発事故からの復興を目指す本県にとって必要な施設との位置づけで国からの申し入れを受けて、設置を容認する苦渋の判断をした。中間貯蔵施設の建設に向けては、現在、国が設置主体として責任を持って取り組んでいるが、県としても環境回復を図る視点で、当初の目的どおり一日も早く施設が完成するよう強く申し入れており、申し入れるだけでなく、駐在員を派遣したり、今年度から用地関係職員を国の職員として10名派遣している。引き続き一日も早い完成に向けて県として全力で取り組み、国に申し入れるべきところはしっかりと申し入れていきたい。

古市三久委員

問題は用地の取得だと思う。本県は過去にいろいろと用地を取得してきて、福島第一原発と福島第二原発には長い年月がかかったが、両原発の地権者は今ほど多くはなかった。それでも7～8年はかかって、その間、東京電力はさまざまなところへ連れていく等の地元対策を行い用地を取得したが、今回はその2～3倍もあって、大熊町の半分は中間貯蔵施設になる。県では原発用地の取得のため、浪江町の際は、昭和30年代後半～40年代に土地開発公社をつくって実施したが、依然としてできなかった。このように用地取得は非常に困難で、国はそれなりに力を入れてきているが、全国でだめと言われている中間貯蔵施設を県内の町の半分の面積を使ってつくることは大変である。それを踏まえて、県は目標を持ってしっかりとやらなければならない。

国は、土地がなければ小出しに買って、5～10年かけて双葉郡に中間貯蔵施設をつくれればよいと考えているが、県民は早く持っていつてもらいたいのに持っていつてもらえない問題を抱えている中で、県が県民のために何をしているかが非常に見えにくい。このままでは廃棄物を中間貯蔵施設に運び、30年後に最終処分場に持っていくことは絵に描いた餅になる。

確かに県には責任も権限もなく、国から頼まれてやっているだけではあるが、県民が頼るところは県や地元の自治体しかない。県には責任も権限もないので、国に頼んでやってもらうしかないと開き直るのではなく、県民に責任を持つ体制をつくって用地取得に取り組んでいかなければ進まない。答弁は不要だが、それをよく考えて実施してほしい。

次に、環境省では8,000 Bq以下の廃棄物を公共事業に使うと言っているが、それによって県内に入ってくる汚染廃棄物ほどの程度減るのか。

中間貯蔵施設対策室長

8,000 Bq以下の廃棄物がどの程度県内に入ってくるのかとの質問でよいか。

古市三久委員

環境省では8,000 Bq以下の廃棄物を公共事業に使うと言っている、それによって県内の処分場や中間貯蔵施設に搬入される廃棄物は、どの程度減るのか。

中間貯蔵施設対策室長

再資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考え方については、昨日の国の検討会の取りまとめにおいて、県内で発生した8,000 Bq以下の除染土壌の公共事業での利用について検討されたが、県外の除染土壌については想定されていない

。

古市三久委員

公共事業に使わなければ中間貯蔵施設等に置くことになるが、公共事業に使うことでどの程度減るのか。

中間貯蔵施設対策室長

昨日その考えが取りまとめられ、今後、再生利用に関する実証事業を行って管理の仕組みづくりや安全性の検証、国民理解を醸成する等の考えが示されている。まだ具体的に使える状況ではないので、県としては国の取り組みをしっかりと確認していく。

古市三久委員

5,000 Bq以下の放射性廃棄物が100 Bqになるのに170年かかると言われ、公共事業で土をかぶせてアスファルトで固め

でも70年で壊れると言われている。170年かかるものを70年しかもたない構造物で覆うこと自体問題であるが、県は妥当と考えているのか。

原子力等規制法では、サイト内においては100Bq以下のものであっても原子力発電所の施設内でドラム缶に入れてコンクリートで固めた上で六ヶ所村に持っていくことになっている。一方で、8,000Bq以下のものを公共事業に使うことは極めて問題である。県の今後のスタンスはわからないが、それを十分に踏まえてほしい。環境省ではこれからパブリックコメント等を行って結論を出すと思うが、原発事故で県土が放射能に汚染された本県でそれを許してよいのか。今後はその問題があるので、県民の安全・安心を考えて将来に禍根を残さないように対応してほしい。

神山悦子委員

中間貯蔵施設について、地権者との合意が進まない中で町有地を提供する方向が報道されているが、これによって何市町村から持っていける見通しなのか。

中間貯蔵施設対策室長

町有地の提供による搬出の見通しについては、大熊町の町有地の提供に当たり学校等の地上に保管されているものと早急に掘り起こしできるものについて調査をした結果、早期に搬出できるものは約1万m³とされた。先ほど部長から説明があったとおり、あすはいわき市の赤井中学校から約30体を搬出することになっており、7月9日は須賀川市、7月中旬には郡山市から搬出する予定となっている。その後の搬出については、現在自治体と協議している。

山田平四郎委員長

神山委員の質問は、町有地の提供による搬出量はどの程度かと理解したが、どうか。

神山悦子委員

そのとおりである。

中間貯蔵施設対策室長

提供される町有地は大熊、双葉両町を合わせて165haであるが、宅地や道路等が含まれるので、国では現時点で試算していない。

なお、繰り返しになるが、大熊町の町有地の提供は、早急に搬出する量として1万m³の予定である。

神山悦子委員

小中高、幼稚園、保育所、児童保育養護施設及び障がい児施設等の学校にある除染廃棄物は33万m³だが、町有地に運び込めるのは1万m³なのか。学校等にある除染廃棄物のうち町有地に運べるものは、どの程度なのか。

次長（環境保全担当）

学校等に現場保管されている除去土壌の搬出については、新聞等で報道されているとおり、地元町の理解を得て町有地を一時的に貸してもらえることになったが、特例的な対応なので、地元町に搬出できる土壌量等を踏まえながら、環境省と調整する流れになっている。夏休みが一つの目印と言われているが、その中で、早期に運び出せて現に地上保管等がされている1万m³に対応する大熊町の敷地の利用を認めてもらった。今後、この作業と並行して土壌を保管している各市町村と調整を進めながら必要な量や時期等について地元町と協議して調整されるので、県も協力していく。

神山悦子委員

地権者との交渉は別にして、大熊、双葉両町から了承してもらった町有地は165haで、学校等の地上に置いてある1万㎡分をとりあえず納得してもらったとのことだが、地上に置いてあるものの100%と見てよいのか。

次長（環境保全担当）

中間貯蔵施設予定地の敷地内の町有地全てを一括で認めてもらったのではなく、今回は先ほどの趣旨にかなった分を容認してもらった。搬入に見合った土地を順次協議し認めてもらうこととなっている。

神山悦子委員

地権者との関係は大変なので、事情がわかる県職員を国に派遣した。国だけでは進まないところを、県が間に入って少しずつ交渉を進めていると思うが、ほんの一部にすぎない。高野委員と古市委員から質問があったが、丁寧な対応とあわせて県も一緒になって市町村除染と搬入に取り組まなければ進まないの、もう少し形が見えるように国と協議しながら進めてほしい。

避難指示の解除と関係するが、居住制限区域はこれから帰還するところなので、ホットスポットや線量が高いところは丁寧に除染しなければならない。町では避難指示の解除に向けてさまざまな作業があつて人員の問題があるようなので、間に入って援助するとともに帰還を望む人が帰れる環境にすることも県の役割である。居住制限区域等のホットスポットや線量が高いところは、市町村と協議して対応してほしいが、どうか。

除染対策課長

除染特別地域における丁寧な対応については、除染特別地域の全ての町村ではないが、除染の現状を協議するために檜葉町、富岡町、浪江町等の各関係町村が設置した除染検証委員会に県がオブザーバーとして参加している。その中で、除染の進捗状況を確認するとともに、フォローアップ除染に関する町の意向等を受け、県としても機会あるごとに国に対して市町村や住民に寄り添った丁寧な除染を行うよう意見している。今後も機会を捉えて国に対応を求めていく。

神山悦子委員

次に、JR只見線について、バス転換による復旧案に加え、上下分離方式による鉄道復旧案が出されたが、県は、メリット・デメリットも含めてどのように考えているのか。

生活交通課長

只見線については、これまで県と地元で鉄道復旧を中心にJRと協議してきた中で、JR側からは利用状況等によりバス転換がふさわしいとされてきたが、地元の鉄道復旧を望む強い意志を受けて、2週間前に上下分離方式による鉄道復旧案が示された。土地と鉄道施設は地元が保有し、JRで運行するので、一定の負担金が発生する。JRでは2009年度の実績から金額を算出しているが、詳細は比較検証して進めていく。

小林昭一委員

只見線と常磐線の早期復旧の取り組みに感謝する。只見線を旅客鉄道として復旧させる取り組みはわかるが、多額の費用と利用状況の低迷が課題となっている。過疎が最も進んでいる地域で、住民が毎日乗ってもそこそこの人数にしかならないので、只見線復興推進検討会の中で、個人として別の利用を考えたことがあるが、県では別の視点で利用拡大を考えたことはあるか。

生活交通課長

只見線復旧の課題には利用状況がある。鉄道の特性を最も生かした使い方として通勤と通学があるが、代行バスの乗車率は平成27年度の乗車密度で1日35人である。一定の水準を保っているが、当初からこれ以上の拡大は難しいことが指摘されてきた。観光や地方創生の核としての利用を絡めながら、皆で知恵を出し合っている。

小林昭一委員

通勤や通学等の生活の足として使うことは当然であり、四季の美しさに代表される路線なので、観光面に特化していればと思っているが、知恵を出し合う意味で、貨物として使えないかと考えたことがある。只見線は会津坂下、柳津、宮下、川口、只見と私線を延ばしたものをJRが買い取って小出までつなぎ、ダムをつくるために砂利やセメント、鉄骨を運んだことがあったが、JR旅客鉄道株式会社はJR貨物ではないので難しいと聞いたことがある。東北電力(株)はたまっていないと言っているが、ダムにたまった堆砂土砂が問題になっているので、堆砂土砂や林業の間伐材の運搬等に活用できないか検討してほしい。沿線市町村から上がってこないと話にならないが、県としてアドバイス等を検討してほしい。人を運ぶといってもいらないので、無理難題を押しつけることになっているが、議員になったときから只見線をやめることは地方の切り捨てだと声を大きくして、顔を赤くして言ってきた。会社としてはやりたくないこともわかるので、国や県、沿線市町村はしっかりと利活用の方策を考えていかなければならないことを指摘する。

古市三久委員

中間貯蔵施設の165haの町有地について、市町村から一時的に借り上げるのか。それとも買い上げるのか。

中間貯蔵施設対策室長

165haは大熊、双葉両町の町有地を合わせた面積である。今回大熊町から提供があったふれあいパークおおくまは約12haで無償と聞いている。

古市三久委員

大熊、双葉両町で165haとのことであるが、無償か有償かは別にして、その中の道路や工業団地等の全ての町有地を中間貯蔵施設の敷地として使ってよいのか。

中間貯蔵施設対策室長

今回、大熊、双葉両町が自民党から要請を受けて、大熊町では、ふれあいパークおおくまの約12haを容認したが、全ての面積が容認されたわけではない。当面搬出可能な約1万㎡を置く場所として無償提供が容認されたと聞いている。

古市三久委員

中間貯蔵施設の予定地が1,600haあって、そのうち大熊、双葉両町の町有地は道路等を含めて165haで、今回はその中の12haの使用が容認され、学校等の廃棄物を集めると思うが、更地にするのか。建物やアスファルトがあるとところに仮に置くだけなのか。

次長（環境保全担当）

学校等の土壌を運び出すため、165haの町有地の使用について自民党から要請があり、大熊町からは提供すること自体は了承された。双葉町は現在検討中であるが、その後どの程度の面積を提供するかについては、土壌の量や搬入時期を踏まえながら相談することになっている。現段階では、ふれあいパークおおくまの駐車場の一部分がすぐに使えるので、

1万㎡見合いの約0.9haの使用が容認されたが、これで終わりではなく、搬入できる量に応じて引き続き調整していくと回答されている。

古市三久委員

自民党の要請を受けて全ての町有地が使えると認識していたが、町有地でさえそのような実態なので、一般の所有者は現実的に大変だと思う。虫食い状につくるのかはわからないが、簡単にはいかないと思うので、それをしっかりと踏まえて頑張してほしい。